

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP） の策定について

1 概要

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

必要なサービスを継続的に提供するため、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、厚生労働省より、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等（「新型コロナウイルス感染症」及び「自然災害」）が示されています。

令和3年4月の介護保険制度改正において、サービス事業者は、業務継続計画の策定及び業務継続計画に従い必要な措置を講じることが義務化（令和6年3月31日までは努力義務）されておりますので、未策定の事業者においては、業務継続ガイドライン等を参考として、業務継続計画の策定をご検討ください。

当圏域においても、介護保険施設等で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生しており、業務継続計画の策定により、必要なサービスを継続的に提供する、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図ることのできる体制の構築が急がれています。未策定の事業所においては、それぞれの事業所の実情を鑑み、実効的な業務継続計画の策定を行っていただきますようお願いいたします。

また、すでに策定済みの事業所におかれましても、随時、必要に応じた見直しを行っていただきますようお願いいたします。

2 業務継続ガイドライン・BCPひな形について

自然災害発生時、新型コロナウイルス感染症発生時それぞれの業務継続ガイドライン及びBCPのひな形等を当組合HPに掲載していますのでご参照ください。

【自然災害発生時】

- ・ [自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)
- ・ [自然災害発生時における業務継続計画（ひな型）](#)
- ・ [各種様式（ツール集）](#)

【新型コロナウイルス感染症発生時】

- ・ [新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（ひな型）](#) [入所系](#) [通所系](#) [訪問系](#)
- ・ [各種様式（ツール集）](#)

3 業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

厚生労働省HPに研修動画が掲載されていますので、必要に応じてご視聴ください。

- ・ [介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修](#)